

税金のお知らせ

ようこそ**松本市**にいらっしゃいました。

日本の地方公共団体では、税金によってゴミ処理や福祉、救急、消防、交通安全、教育など様々な行政サービスを行っています。
日本国籍のない方にも一定の条件に該当する方には税金を納めていただくこととなりますので、該当する方は納期までに必ず納めていただきますようお願いいたします。

それでは、どのような税金があるのか、どういう方が税金を納めていただく必要があるのか、主な税金についてご説明します。（日本では国へ納める税金（所得税など）、県へ納める税金、そして、市町村へ納める税金がありますが、ここでは県と市町村へ納める主な税金についてご説明します）

<主な税金>

税 目		納税義務者	納 期 (注 1)	納付場所	そ の 他
市町村 の税金	個人住民税 (個人市町村民税と 個人県民税)	その年の1月1日 現在、 松本市 内にお 住まいの方で、1年 以上日本に住んで いるか、または、1 年以上住む予定の 方	年4回 6月、8月、10月、 1月 (ただし、給与所得者 は毎月の給料から)	・金融機関 (銀行、信用金庫、郵 便局など) ・納税課 ・国保税は保険課	① 毎年3月15日までに、その年の1月1日現在 お住まいの市町村に必要事項を記入した「市町 村県民税申告書」を提出しなければなりません。 ※ただし、給与所得のみの方、所得税の確定申告 書を提出される方は除きます。 ② その後、6月中旬に「納税通知書(注2)」が届き ます。
	国民健康保険税	国民健康保険に加入した方	年9回 7月～3月		加入した月の翌月に「納税通知書」が届きます。
	軽自動車税	4月1日に軽自動車、バイク等を所有 (登録)している方	5月31日		毎年5月中旬(納期限の2週間前頃)に「納税通知書」が届きます。
県の 税金	自動車税	4月1日に自動車を所有(登録)している方	5月31日	・金融機関(銀行、信用 金庫、郵便局など) ・コンビニエンスストア ・地方事務所税務課	毎年5月中旬に「納税通知書」が届きます。

注1) 市町村の税金の納期は、市町村によって異なりますので、詳しくはお住まいの市町村の税務担当課にお問い合わせ下さい。

注2) 「納税通知書」: 納税者が納付すべき税金について、賦課の根拠となった法律の規定、納税者の住所氏名、税額、納期などを記載した通知です。
納付する時に必要です。

注3) 上記以外にも納めていただく税金があります。(例えば、土地や家屋を取得した場合における不動産取得税(県の税金)や土地や家屋等を所有している場合における固定資産税(市町村の税金))

- * 納め忘れがなく、また、納税のため金融機関等にお出かけいただく必要のない、便利な口座振替制度もあります。
- * お勤め先の会社の給与担当者に話をし、個人住民税を給与から天引きして納めてもらうようにすると便利です。
- * 引っ越しをされる場合は、市町村の税務担当課にご連絡ください。
- * 税金が納期までに納付されなかった場合、法令に基づき、延滞金が加算されます。
また、預金、給与を差し押さえることがあります。
- * 市町村の税金についてはお住まいの市町村の税務担当課に、県の税金については最寄りの地方事務所税務課又は県庁税務課にお問い合わせください。